⑮　本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である。詳細は入札説明書による。

⑯　本工事は、「ＢＩＭモデルを活用した施工に関する調整」の試行を行う対象工事である。詳細は入札説明書による。

⑰　本工事は、「情報共有システムを活用した工事関係図書等の効率化、電子納品等」の適用を行う対象工事である。詳細は入札説明書による。

⑱　本工事は、受注者が入札時又は工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　国土交通省大臣官房官庁営繕部における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　国土交通省大臣官房官庁営繕部における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（2⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（2⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成16年４月１日から、競争参加資格申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の①の基準を満たす暖冷房衛生設備工事を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成16年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局（旧地方建設局を含む。）長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）ただし、建築一式工事における施工実績は含まない（入札説明書参照。）。

①　空気調和設備を更新又は新設する工事で、次の内容を含むもの。

・変風量（ＶＡＶ）方式に対応する空気調和機（パッケージ型空気調和機を除く。）の設置。（機器、配管及びダクトの施工・試験調整を含む施工実績に限る。）

なお、本競争の参加希望者が経常建設共同企業体である場合は、構成員のうち１社は平成16年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる①の基準を満たす暖冷房衛生設備工事を元請として施工した実績を有し、その他の構成員は平成16年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の②の基準を満たす暖冷房衛生設備工事を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成16年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局（旧地方建設局を含む。）長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は、工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）（入札説明書参照。）。

②　空気調和設備を更新又は新設する工事で、次の内容を含むもの。

・空気調和機（パッケージ型空気調和機を除く。）の設置。（機器、配管及びダクトの施工・試験調整を含む施工実績に限る。）

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること（経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が次の条件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置すればよい。）。なお、複数の技術者を申請することができるが、申請された技術者のうち次に掲げる基準を満たしていない技術者がいた場合は、その技術者以外の者を配置予定技術者とすることを条件として競争参加資格がある事を確認するものとする。

①　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。）、「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。）、水道部門又は総合技術管理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。

②　平成16年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる2⑸②の基準を満たす暖冷房衛生設備工事で元請としての経験を有する者であること（当該経験が平成16年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局（旧地方建設局を含む。）長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は、工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は経験として認めない。また、共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての経験は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における経験に限る。）（入札説明書参照。）。ただし、建築一式工事における工事経験は含まない。

③　平成16年４月１日以降に産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する休業）及び介護休業（同条第２号に規定する休業）（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合は、その取得期間と同等の期間を平成16年４月１日以前に加えることができる。取得期間は年単位とし、１年未満の場合は切り上げた期間とする。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（講習修了履歴が記載された監理技術者資格者証裏面を含む。）を有する者であること。

⑤　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合には入札に参加できないことがある（入札説明書参照。）。

⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、大臣官房官庁営繕部長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年４月１日付け建設省営管第124号）に基づく指名停止を受けていないこと。